

今週のメニュー

■トピックス

◇JPEC 研修会を東京、大阪で開催

～海洋プラ、大阪万博、消費税対策、リサイクルの最新動向について紹介～

塩化ビニル環境対策協議会 事務局

■随想

◇古代ヤマトの遠景〔番外〕(37)

木下 清隆

■トピックス

◇JPEC 研修会を東京、大阪で開催

～海洋プラ、大阪万博、消費税対策、リサイクルの最新動向について紹介～

塩化ビニル環境対策協議会 事務局

塩化ビニル環境対策協議会（JPEC）主催の研修会を、大阪は2019年2月21日（水）大阪市の阪急グランドビルで、東京は同2月26日（火）茅場町大江戸ビルで、それぞれ開催しました。JPECでは、会員団体の会員の方々や塩ビ製品に関係されている皆様に、塩ビに関わる最近の状況やリサイクルなど環境に関わる課題をテーマに、外部から講師を招いて講演会や研修会を開催しています。

今回研修会では、東京は60名を超える参加者で会場は満員、また大阪も約40名の参加者があり、海洋プラ、大阪万博、消費税対策、建材・農ビリサイクル等今回講演テーマへの関心の高さが窺えました。講演者への質問も多く活発な意見交換の場になりました。

2月21日（水）大阪研修会では、まず海洋プラスチックごみに関わる動向を塩ビ工業・環境協会から説明し、その後、近畿経済産業局産業部産業課課長補佐濱崎千代喜氏から「2025年国際博覧会（万博）の大阪・関西での開催について」をテーマとしてお話をいただきました。万博の構想やテーマ、未来社会の姿を表現した会場のデザインなどの説明に大変興味を惹かれました。



次に、同局産業部消費税転嫁対策室長河上康裕氏から「消費税転嫁と企業間取引の適正化に向けて～消費税転嫁対策特別措置法～」をテーマとしてお話しいただきました。消費税の引き上げを巡って取引上様々な問題点がありますが、適正な対応をするために消費税転嫁対策特別措置法という法律の理解が必要であることがわかりました。

次に、名古屋大学名誉教授竹谷裕之氏から「中国のプラスチックくず輸入禁止に伴う新たなリサイクルに向けた模索—農業廃プラに焦点を当てつつ—」というテーマで農業廃プラの現況について紹介いただきました。中国において農業用プラスチックは殆どがオレフィン系であるが、使用後に地中に残って土壌汚染に発展し問題になっていることから、薄膜から厚膜へ転換し、さらにこれを回収してマテリアルリサイクルにする施策が急速に進展していることなど興味深い話題を紹介していただきました。2018年からは中国が廃プラを輸入禁止してからは、日本国内の農業廃プラ処理業界にも変化がみられ、操業停止する業者、処理料金を引き上げる業者、ペレット化を図って事業を継続する業者に大きく三分される状況になっているとの現状整理や、適正コストによる適正処理に向けて、さらに分別の再徹底・異物混入の除去・広域連携などの課題がある旨、ご紹介いただきました。

2月26日（火）東京研修会では、海洋プラスチックごみに関わる動向を塩ビ工業・環境協会から説明した後、武蔵野大学工学部環境システム学科助教磯部孝行氏から「建材の再資源化に関わる動向と廃材活用の展望」をテーマとしてお話しいただきました。東アジアの塩ビ建材リサイクルの実態調査をもとに日本からの塩ビ廃材の需要や利用状況をまとめられた結果や、韓国の廃棄物負担金制度と自発的協約制度による再資源化促進、東アジアを含めたマテリアルフロー、さらに東京大学清家研究室との共同研究で実施された「樹脂窓を対象にしたライフサイクルアセスメント評価と経済性に関する検証」について報告していただきました。これらの成果は塩ビ建材リサイクルの検討において大変参考になるもので、今後も期待しています。

次に、大水産業株式会社石崎光一氏から「リサイクルの現場からの現状や問題点」をテーマとしてお話しいただきました。塩ビ管リサイクルをはじめとする塩ビ建材に関する豊富な経験を踏まえて、塩ビ管のリサイクル制度の構築の経緯、現在のリサイクルの実態、リサイクル業界が抱えている課題について語っていただきました。塩ビ管リサイクルの問題点と課題が来場者の方々に伝わったのではないかと思います。

今後も JPEC 会員の方々や塩ビを取り扱っている多くの方々に、塩ビ及び環境に関わる情報を発信すると共に、皆様からのご意見を頂戴する情報交換の場としてこのような研修会を続けてまいります。引き続きご協力をお願い申し上げます。

■ 随想

◇古代ヤマトの遠景〔番外〕（37）

木下 清隆

<前回とのつながり>

博多の櫛田神社の祭神は、勧請された当初は櫛玉命であったが、その後、現在の大若子命に替えられた、とする考え方を前回までに検討してきた。ところが、それでは、これまでの櫛玉命はどうなったのかは、気になる問題である。それを論じたのが今回である。

ここに祭神としての大若子命は誕生した。しかし、従来から祭祀されていた櫛玉命はどうなったのだろうか。この命がどのように処遇されたのか、当然どこにもそのような記録は残されていない。しかし、今まで長い間祭祀してきた神である。人としていきなり心の

中から放逐できるとは考えられない。櫛玉命という名称に問題があるのなら、その名称を替えて今まで通り祭祀し、表向きには櫛玉命は追放したと主張すればよいことになる。このように考えると、左殿に祀られている「天照大神」に名を替えられたのではないかとの推測が生まれてくる。理由は、神社側の説明として、この「天照大神の奉祀についてはあまりにも古く、史実に徴する由もない」とされているからである。このように記録がない以上、そっと天照大神が誕生した可能性は有り得るからである。



博多 櫛田神社

この他、伊勢神宮の天照大神が実際に勧請されたとの考え方もある。しかし、これについては、先に示したように不可能である。従って、櫛田神社の天照大神は、神社の方で勝手に櫛玉命を天照大神に替えたことになる。では、伊勢の天照大神と、櫛田の天照大神とは同一神なのかが問題となってくる。この問題は本考での基本問題であるが、これは明らかに異なっているとしか云えない。理由は孝謙天皇時代の伊勢の天照大神は女神として祭祀されており、天皇が独占していた神だからである。従って、女神の天照大神を博多で祭祀することなど出来なかったのである。このように考えると櫛田の天照大神は女神ではなく男神でなければならないことになる。このことは櫛玉命が男神と考えられることからみても、論理的に矛盾しない。それでは、櫛玉命を男神天照大神に名を替えることは、問題ないのかが改めて問題となってくる。即ち、二神の間に必然的な繋がりがあるのか、櫛玉命＝男神天照大神といえるのかであるが、この問題の解答はこれまでの検討の中からは得られない。これは一つの仮説といえるが、この仮説が成り立てば、ここで検討している「大若子命間接勧請説」の大きな傍証となってくる。いずれにしても櫛玉命とは誰なのか、この謎を解かなければ問題は解決しないが、この大きな謎の探求は本考の後半部で行なうことにする。その時あらゆる謎が氷解してくるはずである。

櫛田の天照大神が伊勢の天照大神と異なるとすれば、当時から櫛田の天照大神は幾分日陰の存在だった可能性が出てくる。そのことが現代まで続いていたと考えてよいものかどうかの問題はあるが、このような立場を示す記述が残されている。それは先に紹介した橋詰氏の『櫛田宮祭神考』である。この中に注目すべき一節がある。



伊勢神宮 内宮

「...櫛田神の祭典は、実にわずかに十二月第二の卯の日を以って行はれるに過ぎず、皇大神宮に至っては殆ど祭典を行ふことなく、あたかも放棄せられし感なしとせず、而かも独り祇園宮の祭典のみ盛大を極めているのは、一体何うした訳であるか。」

というものである。氏の指摘に由れば昭和十六年当時、櫛田神社では大若子命のための祭典はわずかに十二月に行われるのみであるが、素戔鳴尊のための祭典は盛大を極めていた。これに対し、天照大神のための祭典は、殆ど行われず放棄されていたような

状態だったというのである。このことは櫛田神社の天照大神が、伊勢神宮の天照大神とは明らかに異なる神であると認識されていたことを物語っている。

以上「大若子命間接勧請説」について検討を進めてきたが、その結論としては、

- 櫛玉命は全国的に祭祀された出雲系の神で、その名声から博多での祭祀は七世紀頃までには既に始まっていた可能性がある。その後、八世紀になって「出雲隠し」と云う政治的な事件が発生したことから、祭神としては、伊勢の櫛田神社にならい「大若子命」が迎えられた。これに伴い櫛玉命は「天照大神」と名を替えられ、その後も櫛田神社で祭祀され続けて今日に至っている。櫛田神社の天照大神は男神であるが、伊勢神宮の天照大神は女神であり、同じ天照大神でも異なる二神が存在していることになる。—

博多の櫛玉命の処遇は以上のようなものであったと考えられるが、伊勢で追放された櫛玉命はその後どのように扱われたのかは分からない。ただ、伊勢の新生櫛田神社では、大若子命と共に櫛玉命も併せて祀られており、長い年月を経たこともあり改めて祭祀されるようになったのかもしれない。

5 大若子命の勧請時期

この問題に対しては先に述べたように、孝謙天皇の天平宝字元年(七五七)に託宣により大若子命は勧請されたことになっているが、果たして、これは正しいのかというのが第三の疑問点である。この疑問については今までの説明の中で答えてきたようなものであるが、改めて整理すると以下のようなようだろう。

何故、大若子命なのかの論議の基本をなしているのは、櫛玉命の存在である。この命が櫛田神社に祀られていることが、政治的な判断として問題となって来たために、この命から、伊勢の櫛田神社にならって大若子命に替えられた、とするのがこれまでの検討結果である。では、その時期をいつとみるか、これが次なる問題である。

この問題を解く鍵は当然櫛玉命である。この命について、先に伊勢のところで論じていたときは出てこなかったが、博多のところで新しい考え方が生まれてきた。それは、

- 櫛玉命は男神天照大神と同神ではないか —

との仮説である。この仮説が正しいとするなら、女神天照大神の祭祀が国家的に推進され、伊勢神宮の絶対的な権威が高まるにつれ、櫛玉命の立場は反対に危ういものになって行ったことが想定されることになる。これに対し大若子命の評価は伊勢神宮と共に上がっていく。博多での大若子命の祭祀が、伊勢神宮の権威が確立された時期、従って、これ以上心理的に櫛玉命を祀り続けられない時期に始まったとするなら、この問題に対する解答は、その時期を特定すれば良いことになる。

律令制国家建設の途上で、伊勢神宮の地位は徐々に高まっていくが、そのピークに達するのは孝謙天皇から次の淳仁天皇の頃ではないかと推定される。直木孝次郎氏は「奈良時代の伊勢神宮」(『日本古代の氏族と天皇』塙書房、一九六四)の中で、

「天皇即位の宣命において伊勢神宮のことに云い及ぶのは、淳仁即位の時にはじまるという事実があり、淳仁天皇朝以降、天皇即位と伊勢神宮との関係が密接となることは否定できない。…… これ以前の即位の宣命は、文武・元明・聖武・孝謙の四回について続紀に記載されているが、どこにも伊勢神宮のことはみえない。そしてこれ以降の即位の宣命は、光仁も桓武も伊勢神宮のことを述べているのである。」(三〇二p)

と述べている。要するに、天皇即位の^{せんみょう}宣命の中で「伊勢神宮」のことに言及されるのは、淳仁天皇即位の天平宝字二年(七五八)のときが初めてで、その後の光仁天皇にも桓武天皇にもこれが引き継がれている、との説明である。このことは伊勢神宮に対する皇室の変化が起きており、従来以上に尊崇の念が深まってきたことを示していると云えよう。また、前年の孝謙天皇の天平宝字元年(七五七)六月の条に、



伊勢神宮 荒祭宮

「乙未、始制、伊勢太神宮幣帛使。自今以降。差中臣朝臣。不得用他姓人」とあり、この年から伊勢神宮への幣帛使は中臣朝臣だけとし、他の姓の者を用いてはならないことが制度化された。これは朝廷としての中臣氏と伊勢神宮の特別化であり、他の神社との差別化である。このような事実から見て、この時期に伊勢神宮は、国家神を祀る神社としての地位を獲得したと見る事が出来よう。このような朝廷の動きからみて、孝謙天皇の天平宝字元年(七五七)に、託宣により大若子命が勧請されたとする社伝は、極めて時宜を得たものであることになる。

(つづく)

この「古代ヤマトの遠景」に対し、ご意見・ご感想を頂ければ幸いです。>> [\(筆者\)](#)
「古代ヤマトの遠景」: [バックナンバー](#)

■ 関連リンク

- [メールマガジンバックナンバー](#)
- [メールマガジン登録](#)
- [メールマガジン解除](#)

※本メールマガジン上の文書・画像等の無断使用・転載を禁止します。



■ 東京都中央区新川 1-4-1

■ TEL 03-3297-5601 ■ FAX 03-3297-5783

■ URL <http://www.vec.gr.jp> ■ E-MAIL info@vec.gr.jp